

【氏名】久保田有香

【所属大学院】（助成決定時） 中央大学大学院法学研究科

【研究題目】

NAFTA 11 章仲裁手続の国際法上の意義と特質 手続上の透明性確保を題材に

【研究の目的】

90年代後半以降、投資紛争の処理方式として頻繁に利用されるようになった投資協定仲裁（investment treaty arbitration）については、従来どおり投資紛争の処理において採用されてきた投資家対国家の仲裁手続を採用しているのにも関わらず、手続における非公開性（秘密性）の欠如に対する批判が絶えない。本論文は、投資協定仲裁が内包する何らかの新鮮さ、そして投資協定仲裁をとりまく力学の変化が、投資紛争の処理方式についての問い直しを迫っており、その問いかけが透明性確保の要請として顕在化したと考える。本研究の目的は、投資協定仲裁における透明性確保の要請を読み解くことで、投資協定仲裁の本質を理解する手がかりを得ることにある。

【研究の内容・方法】

本研究は、NAFTA 第 11 章仲裁手続を分析の主たる対象とするものではあるが、その射程は、投資協定仲裁における透明性確保の要請の理解にある。よって本研究においては、NAFTA 第 11 章における透明性確保の試みを、NAFTA 仲裁法廷による仲裁判断や締約国による介入についての分析に留めず、NAFTA 各締約国の果たした役割や NAFTA 外における透明性確保の試み、さらには NAFTA 以外の投資協定仲裁手続における透明性確保の検討を加えることで、NAFTA 第 11 章、ひいては投資協定仲裁における透明性確保の要請の本質の理解を目指した。

さらに本研究は、NAFTA 第 11 章仲裁手続を主たる対象とするものであるが、NAFTA 第 11 章仲裁手続の制度分析を一般化することの限界についても検討する。国際投資の分野においては、国際通商分野のように世界貿易機関（WTO）に代表される多角的な国際制度が存在しない。よって現在の国際投資に関する国際法は、各国の国内法、二国間・地域的・複数国家間協定や、多角的なものでも分野限定的もしくは法的拘束力をもたない取極からなる「パッチワーク状態」にあると見てよい。このような状態のもと、個別の条約に基づく投資協定仲裁手続には、締約国の意思が如実に反映されるだろう。この意味で NAFTA 第 11 章仲裁手続は、NAFTA という固有の条約に基づいた手続であり、安易に一般化できるものではない。かつ投資協定仲裁においては仲裁という形式を採用している以上、個々の判断の先例拘束性は否定されており、透明性確保に関して一定の基準が見出せるとしても最終的には各法廷毎の解釈問題に行き着かざるを得ないという側面がある。しかしながら、NAFTA 第 11 章仲裁手続における透明性確保に関する一連の実行に関する考察の射程を、個々の仲

裁判断において示された解釈に限定せずに、国際法における位置を探るところにまで拡げることによって、同手続が持ちうる国際法上の意義と特質を解明する糸口を最終的に得ることは可能ではないかと考えている。

本研究の方法として、仲裁判断や決定、国際機構文書はもとより、議会資料や外交文書といった一次資料も十分に参照することで、NAFTA 第 11 章仲裁をはじめとする投資協定仲裁に関する国家実行の理解に努めた。特に、NAFTA 締約国が透明性確保に果たした役割、また NAFTA 締約国による NAFTA 外における透明性確保の試みを検討するうえでは、分析対象とする資料の範囲に留意した。また投資協定仲裁における透明性を検討するにあたっては NGO の役割にも十分に注意を払うように努力した。投資協定仲裁に積極的に関わる NGO のなかに優れて専門性の高い団体がいくつかある。それらの団体による研究も十分に参照するよう努めた。さらに松下国際財団の援助をうけて、実際の投資協定仲裁手続上の透明性向上に積極的に関わっている政府関係者、NGO、ICSID 事務局、仲裁人、代理人に対するインタビューを米国とカナダにて実施した。

【結論・考察】

NAFTA 第 11 章仲裁手続における透明性確保の試みは、投資協定仲裁をとりまく力学の変化をうけたもので、投資紛争の処理手続としての仲裁に対し、一定の修正を迫るものとして位置づけられる。しかしながら NAFTA 第 11 章において確保が目指された透明性は、NAFTA の特質に由来する限界を内在させており、今後の展開を考慮するにあたって注目されるのは、ICSID 仲裁におけるより制限的な透明性確保のアプローチであると思われる。投資協定仲裁については、対象とされる紛争の性格そのものの変容がしばしば指摘されており、手続上の透明性確保による正統性強化の要請も、その変容に対する回答としての側面をもつ。非政治化を志向してきた投資紛争の処理手続は、今あらためて投資紛争の処理の本質を問いなおす作業を始めているともいえるだろう。